

「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けた連携協定書

長崎市(以下「甲」という。)と西部ガス長崎株式会社(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けて、地球温暖化対策を包括的に着実に推進するため、甲と乙が、連携強化を図り、協力して推進していくことを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 長崎市内へのカーボンニュートラル都市ガスの供給に関すること
- (2) 長崎市内の建築物等における地球温暖化対策に関すること
- (3) 環境エネルギー教育を通じた啓発活動に関すること
- (4) 食品ロス・廃棄物削減の推進に関すること

甲と乙は、上記に掲げるもののほか、双方が必要と認める事項について連携協力をを行うものとする。

2 甲と乙は、前項各号の取組みを進めるにあたり、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。

3 甲と乙は、第1項各号に定める事項の具体的な連携項目及び連携内容等について、別途協議のうえ、取り決めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(協定の変更及び解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び本協定に基づく活動を通じて知り得た相手方の非公表の情報を第三者に開示、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手の書面等による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月21日

(甲) 長崎市桜町2番22号
長崎市長

田口高久



(乙) 長崎市御船町1番1号
西部ガス長崎株式会社
代表取締役社長

沼野良成

